

第20回統一地方選挙に係る期日前投票所における氏名掲示の掲示誤りについて

令和5年4月9日執行の第20回統一地方選挙に係る期日前投票所において、1人の選挙人が市議会議員選挙の投票を行う際に、県議会議員選挙の氏名掲示を誤って掲示した状態で、投票されたことが判明しましたので、お知らせします。

1 事案が発生した日時・場所

日時 4月3日（月） 11：20頃
場所 若葉区役所期日前投票所

2 事案の概要

車いすで来場した1人の選挙人が、車いす用の記載台で市議会議員選挙の投票を行う際、市議会議員選挙の氏名掲示を行うべきところ、県議会議員選挙の氏名掲示を行った状態で投票してしまった。

※車いすで選挙人が来場した場合は、車いす用の記載台1台で市議選・県議選両方の投票を行っている。当該記載台の氏名掲示は、1つのカードケースに入れ、片面は市議選、反面が県議選の氏名掲示となるようにしている。

3 誤って投票された投票数

市議会議員選挙 1票

4 当該投票の取扱

市議会議員選挙の投票用紙に県議会議員選挙の候補者が記載された場合、候補者でない者の氏名を記載したものとして、無効票として扱われる。

5 再発防止の取り組み

車いす用記載台の、候補者氏名掲示の表示については、選挙人が利用する前に、必ず確認し案内するよう周知徹底する。

市議選・県議選の行われている他の2区（花見川区・美浜区）については、市選管を通じて周知徹底を図った。